



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年 7月号 No.133

<ごあいさつ>

今年は、平年よりも遅い梅雨入りでした。また、毎年の様に大雨により各地で被害が発生しておりますので、梅雨明けまでは注意が必要です。なお、お車の運転の際は、いつも以上にご注意下さい。

<節税対策について>

確定申告と納税は終わりましたが、予定納税・住民税・事業税の納付がほぼ毎月発生致します。

そのため、前年の納税負担が高かった方は、今の内に税金対策や納税資金等のご準備をすすめていく必要がありますので、有効なものを何点かご紹介致します。

① 倒産防止共済の加入・増額

掛金月額 は 5,000 円～20 万円までの範囲内 (5,000 円単位) で自由に選べ、いつでも増額・減額できます。なお、掛金の前納・掛止めも可能です。また、掛金全額が『必要経費に算入』できます。

② 小規模企業共済の加入・増額

掛金月額は、1,000 円から 7 万円までの範囲内 (500 円単位) で自由に選べ、いつでも増額・減額できます。また、掛金の払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択でき、掛金の前納も可能です。

なお、掛金は全額を『小規模企業共済等掛金控除』として、課税所得から控除できます。

③ 確定拠出年金 (iDeCo) の加入

月々の掛金を 5,000 円から拠出限度額まで 1,000 円単位で設定することができ、運用については、元本確保型の商品等、自分のニーズに合わせて商品を決めることが可能です。なお、掛金は全額が『小規模企業共済等掛金控除』の対象となります。

④ 生命保険の加入 (個人年金) の加入

所得税は年間支払保険料が 8 万円超で最大 4 万円、住民税は 5 万 6000 円超の払込保険料で最大 2 万 8000 円が『生命保険料控除』の対象となります。

<7・8月の税金関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税 (納特) の納付…7月10日まで
- ③ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ④ 固定資産税の納付 (第2期分) …7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付…8月末日
- ⑥ 個人市県民税の納付 (第2期分) …8月末日
- ⑦ 算定基礎届の提出…7月10日まで
- ⑧ 労働保険の年度更新…7月10日まで
- ⑨ 社会保険の標準報酬決定通知…8月頃

<お知らせ>

保護猫活動をされているお客様を応援しています。売上の一部が募金になるフォトブックも販売中です。

1冊：1,800円 (税込)

ご興味のある方はお声掛け下さい。

譲渡型保護猫カフェぷここん家
北九州市小倉南区八幡町35-9
Instagram : @pucocnchi_1122



<若松家の出来事>

現在、長男 (小6)、次男 (小5)、長女 (小2)、三男 (年中) の父親として育児に奮闘しております。

先日、長男が 12 歳になりました。小3の秋からダンス教室に通い始めて約3年になりますが、6/2の発表会を最後に卒業することにしました。上達する喜びや大勢の前で発表する度胸が付いたと思いますし、なにより良き仲間達との思い出が今後の糧になって欲しいですね。なお、次男はこれから1人でも頑張ります。

今後も諸先輩方には色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話 : 083-242-1448

FAX : 083-242-1449

E-mail : info@wakamatsu-office.com

HP : www.wakamatsu-office.com

